

# 観光ゼミナール参加者募集中

日高川町では「アマゴ釣り&つかみ取り体験」!

日高広域観光振興協議会が当地方に暮らす子供達等を対象に観光ゼミナールを無料で7回に亘り開催しています。

第5回となる観光ゼミナール「アマゴ釣り&つかみ取り体験」は6月29日(土)に町内で開催され、6月7日(金)まで応募を受け付けています。応募者多数の場合は抽選となりますが、町の観光資源を学ぶ機会ですので、どしどし応募してください。(※その他のゼミナールも募集中です。)

応募方法や対象者等の詳しい内容、申込用紙については、日高振興局のホームページに掲載。「観光ゼミナール日高振興局」で検索。問合せは、事務局の日高振興局企画産業課(☎0738-24-2911)まで



■お問合せ 日高振興局企画産業課 ☎0738-24-2911

## 森林の立木を伐採するときには届け出が必要です。



- ① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」
- ② 伐採後の造林が完了したときは、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが森林法で義務づけられています!!

Q 届出や報告の提出はなぜ必要なの???

A 市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

「伐採及び伐採後の造林の届出」及び「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

Q 誰が提出を行うの???

A 森林所有者や立木を買い受けた方などです。  
※立木を伐採する方と伐採後の造林を行う方が異なる場合は、共同で提出します。

Q 提出の時期はいつ???

- A
- ① 伐採及び伐採後の造林の届出→伐採を始める90日から30日前まで
  - ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告→造林を完了した日から30日以内

Q 提出先は???

A 伐採・造林する森林がある市町村の長です。

Q 提出をしないとどうなの???

- A
- ① 伐採及び伐採後の造林の届出→100万円以下の罰金(森林法第208条)
  - ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告→30万円以下の罰金(森林法第210条)

■お問合せ 林業振興課 ☎56-0324

## 児童手当・特例給付『現況届』手続きのご案内



6月分以降の児童手当等を受けるには現況届が必要です!

### ●現況届(毎年6月に提出)

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

### 【現況届に必要な添付書類】

- 請求者が被用者(会社員など)の場合  
→健康保険被保険者証の写し

この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

### ●受付期間

6月中旬から6月28日(金)(必着)まで  
※児童手当・特例給付現況届(6月中旬に受給者宅へ郵送します)

■お問合せ・申請窓口 住民課 ☎22-1701 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎56-0321

## 高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ



### ■肺炎球菌ワクチンについて

肺炎が原因で亡くなる方の95%以上が65歳以上の方です。肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌です。肺炎球菌ワクチンを接種しておくことで、肺炎の予防や肺炎にかかっても重症化を防ぐことができます。

### ■接種期間

令和元年6月1日(土)～令和2年3月31日(火)まで

### ■接種費用 無料

※今年度65歳になられる方には、個別に案内を送付します。70歳以上で過去に一度も予防接種したことがない方は、役場に申請していただければ、接種できます。

### ■今年度の接種対象者

年齢	対象生年月日
65歳	昭和29年4月2日生～昭和30年4月1日生の方
70歳	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生の方
75歳	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生の方
80歳	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生の方
85歳	昭和 9年4月2日生～昭和10年4月1日生の方
90歳	昭和 4年4月2日生～昭和 5年4月1日生の方
95歳	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生の方
100歳以上	大正 9年4月1日 までにお生まれの方

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041

## 男性の方へ 風しん抗体検査・予防接種のお知らせ

風しん抗体検査・予防接種を公費(無料)で受けられます。  
★対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性のうち、今年度は昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方にクーポン券を送付します。  
なお、昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの方は、

役場で申請していただければクーポン券を発行します。  
お届けするクーポン券を利用して、まず風しん抗体検査を受けていただき、抗体検査の結果、十分な抗体がない方にはワクチンを接種します。  
詳しいことは下記までお問い合わせください。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041